

くみあいニュース

山口大学教職員組合（2019年7月30日）

第200号（2018年度-第8号）／電話：083-933-5034・メール：fuy-union@ma4.seikyou.ne.jp

人事給与マネジメント改革基本方針(案)、教員の昇任制度(大学戦略)・称号付与制度(部局戦略)等について、人事課から説明を受けました(7/8)

7月8日(月)午後、「人事給与マネジメント改革に関する基本方針(案)」と「大学戦略による昇任制度(案)」「部局戦略による称号付与制度(案)」について、人事課(久保人事課長等3名)から組合(福田委員長等4名)への「説明」がありました。この内、「昇任・称号付与」については過半数代表者・組合への説明等を経て次回部局長会議(9月3日)で最終確認し、10月1日付け規則制定予定とされています。

人事評価制度と新年俸制～人事給与マネジメント改革に関する基本方針(案)



これは、2月25日に文科省が示したガイドラインの具体化というのですが、「人事評価制度」と「新年俸制」の二つを柱とするもので、すべての教員の労働条件に関わる大きな問題となります。

「改革」の前提として、文科省のガイドラインを先取りするという構えで対応するのか、それとも、とりあえずはガイドラインに合致する程度の枠組みとして、実効上は最小限の改革に留めるのかということが今後の「争点」となると組合は考えています。このことを前提として、とりあえず、評価サイクル(1年単位ですが、研究領域によっては「複数年」とされています)と異議申立て制度(同じ評価者で再度検討となれば、その実効性が期待できない可能性があります。より客観的かつ公正に評価できるしくみが必要ではないか)等、人事課長等へ意見を伝えました

各学部教授会等での報告内容は正確なのか？

すでに各学部の教授会等では学部長等からの「報告」が行われていますが、学部によっては資料配布なしの「説明」で終わっているところもあり、大学が目指している「人事給与マネジメント改革」の進め方への正確な情報が伝わっていない可能性があります。



部局長等のこの問題への説明について、一部の部局では以下のような状況であったと伝えられています。

- ① 新年俸制は必ず導入しなければならないが、在職者については本人の同意が必要。
- ② 給与については、基本的給与は現行の俸給と期末手当で変わらず、教員業績に応じて支給される給与は、現行の評価が反映されている特別昇給・勤勉手当・俸給調整給・特別貢献手当をそのまま移行させただけであるので、大きな変更にはならない。
- ③ 月給制教員の給与は、勝手に変えられることはないので安心してよい。

業績評価結果の「昇給及び勤勉手当」への反映は全教員の問題

その結果、少なくない教員が「今回の話は年俸制を希望した人の話で、月給制の自分たちにはあまり関係のない話だろう」というように受け止めているようですが、大学の説明資料(「第178回部局長会議資料」)には「月給制や年俸制といった給与体系の違いにかかわらず、人事評価を公平・公正に実施し給与へ反映させることを基本とする。(Ⅱ基本方針1人事評価制度について(8)教員業績に応じて支給される給与について)と書いてありますし、「教員業績に応じて支給される給与の原資」には昇給・賞与の他に俸給調整給・特別貢献手当(研究分野等)も例示されています。要するに、「私たちには関係ない」のではなく、全教員に影響するという事です。この点についても、7月8日に人事課へ指摘したところです。

部局長等へ依頼し、教授会が昇任可否を審議(大学戦略昇任制度)

～付与期間(最大5年)の昇任人件費は全学措置だが、期間終了後は部局負担～

資格(1)は特筆すべき論文又は研究成果実績、資格(2)は大型研究代表者等とされていますが、文系教員が対象となる可能性がどの程度あるのかは疑問です。なお、選考方法の⑤には、「教授会において…昇任の可否を審議する」とあり、言葉通り読めば、学長から指名(昇任承認審査依頼)があっても部局がこれを受け入れない場合があるとなっていますが、実際はどうでしょうか。また、昇任に伴う人件費増額分については教授(若手先進教授)の称号付与期間中は「本部負担(部局配分ポイントの外枠)」とされていますが、付与期間(最大5年)終了後は部局配分ポイントでの負担となります。類似した制度導入例として東京農工大学・筑波大学があげられていますが、筑波大学では助教から教授への抜擢制度となっています。この制度による教授への昇任者数は、事務レベルでの情報によると、他大学では「0～2名」であり、山口大学でも同程度の運用になるのではないかとのことです。



准教授が教授(研究)、講師が准教授(教育)となっても、「昇任」ではない? ～部局戦略称号付与制度には「名ばかり教授(准教授)?」との疑問の声も～



部局戦略称号付与制度は、「職位は現職と変更しない」「学部運営等は現職位に基づく業務を行う」「称号付与に伴う給与改定はしない」とされており、単に上位の名称を使えるだけのもので、一部には「名ばかり教授ではないか」との声も上がっています。この制度も付与期間は最大5年間ですが、「延長することがある」とされています。

なお、「付与期間終了後は元の職名に戻るのか?」との組合からの質問に対して人事課長からは、「そういうことになるのではなく、付与期間中に実際に昇任する可能性がある人であるということが前提ではないか」との「説明」がありました。また、「各部局の特性に配慮し、称号付与に伴うインセンティブを与えることは妨げない」としているが、どういうことを想定しているのかとの質問に対しては、給与面での「優遇」を想定したものではなく、「例えば、研究費の配分を増額すること等が考えられるのではないか」とのことでした。

中四国地区教研集会(6/22・23、高知県立大学)に6名が参加

毎年一回開催されている、全大教中四国地区教職員研究集会が高知市永国寺の高知県立大学キャンパスを会場に開催されました。山口大学からは福田委員長・滝野書記長等6名が参加しました。集会初日のレポート報告・討論には、大学院手当支給基準改定問題へのとりくみを軸として2本のレポートを提出しました。

なお、参加各大学からのレポートは、鳥取大学の裁量労働制をめぐるとりくみ、岡山大学の新年俸制導入問題等、山口大学での今後のとりくみの参考となるものでした。8月9日に開催する山口大学教研集会で、その概要を報告する予定ですのでご期待ください。

全大教定期大会開催される(7/13,東京)～山口大学から滝野書記長出席

全大教(全国大学・高専教職員組合:FUJ)は、7月13日(土)に2019年度定期大会を開催しました。大会には山口大学教職員組合から滝野書記長が代議員として出席し、今回は常任議事運営委員を務めました。運動方針に対しては、当組合から2件の修正案を提出し、一件(失効年休積立制度創設)は執行部受け入れ、もう一件(山口大学での非常勤職員の無期転換問題へのとりくみ)については、一部文言を修正して受け入れとなりました。

なお、中央執行委員長は中富公一氏(岡山大学)が退任して鳥畑与一氏(静岡大学)が新委員長に就任しました。また、2011年以来8年間書記長を務めていた長山泰秀氏(島根大学出身)が副委員長となり、後任として書記次長の永井信氏(九州大学教職員組合出身)が書記長に就任しました。大学と大学教職員をめぐる厳しい情勢のもと、思い新たに全国の大学教職員組合運動の再構築を図ることが求められています。

医学部長・附属病院長との懇談会を行いました(6月13日午後)



小串分会は6月13日(月)午後1時30分から約1時間、医学部長・附属病院長等との懇談会を行いました(於医学部長室)。医学部・附属病院からは、谷澤医学部長、杉野医学部附属病院長、原田看護部長、調事務部長、浦田総務課長の5名(他に陪席者3名)、組合からは、小串分会より林田代表・石村副代表、組合本部より福田委員長・鴨崎参与・森下書記の計5名が出席しました。当日は、事前に提出していた8項目の要望事項(年休取得状況、各種手当、ハラスメント問題ほか)をもとに、医学部・附属病院内でのさまざまな問題について意見交換を行いました。

この中で「医師の働き方改革検討会」から出されている医師の年間労働時間上限について、杉野附属病院長から「年間1,860時間というのとはとんでもない上限です」「人間らしい生活が必要です」との考えが示されるなどしています。なお、懇談会結果全体については、続報予定です。

⚠️ 全国で 2,191 人の「無給医」、山口大学は94人(第8位)と報じられる

6月28日(金)のNHK全国放送等で、国(文部科学省)が調査結果にもとづき全国50の大学病院で計2,191人の無給医がいたことを公表したことが報じられましたが、その中で山口大学附属病院は94人と8番目(東北大学と同数で国立大学中2位)に位置していました。医師に占める比率では国立大学トップでした。

この報道の元となったのは、文部科学省による無給医調査報告※(2019/6/28)ですが、この中で山口大学は以下のような状況であったことが記されています。

※http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/iryuu/1418468.htm

まず、給与の支給に関しては、①対象者:253名 ②給与(謝金含む)支給者:137名 ③合理的な理由があるため給与を支給していない者:22名 ④合理的な理由がなく給与を支給していなかったため、遡及を含め給与を支給する者:94名、となっています。

次に、④の94名の内訳については、「労働条件勤務日を超えて診療に従事していた、あるいは、労働上限時間や研修範囲を超えて診療に従事していた」者が50名、「診療科等における労働時間の管理・把握が不十分であることや労務管理に関する書類等の事務手続き上の不備があった」者が44名、となっています。

医師の長時間労働・賃金未払問題は兼ねてから問題となっており、医師の働き方改革問題の中で、年間1,860時間という途方もない上限が取りざたされていますが、無給医問題もこれまで様々な形で報じられてきました。今回こうした形で文科省が公表せざるを得なくなったことには大きな意味があります。

大学側に口頭で確認したところ、「まったく給与を支給していなかったということではなく、契約日以外の日に診療した分(例えば週3日契約の医師が週5日勤務する)に対する手当を支給していなかったというのが実際の状況だ」とのことでした。いわゆる所定外労働への賃金未払にあたるものですが、いずれにせよ年間を通じて無給で診療行為を行わせていたことは事実であり、文科省からも「無給医」としてカウントされたものです。こうした取り扱いは本来あってはならないことであり、大学自身の責任でその全体像を明らかにし、不払い分の速やかな支給と再発防止策の徹底が求められます。

組合は、無給医問題で学長宛に質問及び資料開示を求めました(7/25)

山口大学教職員組合は7月25日(木)に大学に対して、無給医問題の全体像を明らかにすること、速やかな給与遡及支給、再発防止などを求める申し入れ書(4頁~5頁に掲載)を提出しました。続いて翌7月26日(金)には、小串分会から医学部附属病院長へ組合からの申し入れを踏まえて分会に対しても説明いただくよう、要望書(5頁に掲載)を提出しました。

2019年7月25日

国立大学法人山口大学
学長 岡正朗 殿

山口大学教職員組合
執行委員長 福田 修



医学部附属病院の「無給医」に関する質問及び資料開示について（申し入れ）

6月28日（金）にNHK全国放送等で、国（文部科学省）が調査結果にもとづき全国50の大学病院で計2,191人の「無給医」がいたことを公表したと報じられましたが、その中で山口大学附属病院は94名と東北大学医学部附属病院と同数であり、全国の大学病院で8番目、国立大学附属病院では2番目に多く、対象者に占める割合では国立大学附属病院の中でワースト1という大変不名誉な結果となっています。また、6月29日（土）の中国新聞記事で、山口大学医学部附属病院の2018年4月から12月までの9か月間の未払い給与総額は約7千万円に上ると報じられております。

この問題について7月8日（月）に事務サイドに口頭で確認したところ、「まったく給与を支給していなかったということではなく、例えば、週3日契約の医師が週5日勤務していたにも関わらず、3日分の給与しか支給していなかったというのが実際の状況だ。」とのことでした。しかし、この「説明」のケースの場合、週2日は無給で出勤し診療行為を行っていたことになり、所定外労働に対する賃金未払であり、その意味では、毎週2日は「無給医」であったと言わざるを得ません。

こうした運用・慣行は、附属病院で運用されてきた「大学院生の医師雇用に関する申し合わせ」で、大学院生を非常勤医師として雇用する場合の契約日数を「1日又は2日」としていること、また、「大学院生を診療助教として雇用する条件についての申し合わせ」では、その採用枠は各診療科ごとに1名を上限としていること等にもとづいたものと思われませんが、こうした取り扱いは本来あってはならないことであり、大学自身の責任でその全体像を明らかにし、不払い給与の速やかな支給と「申し合わせ」等の見直しを含む再発防止策の徹底が求められます。

つきましては、山口大学医学部附属病院における、いわゆる「無給医」問題について下記のとおりお尋ねするとともに資料の開示を求める次第です。

記

1. 過去3年間の、「無給」の原因別・診療科等別の無給医の員数。
2. 診療実績を踏まえて遡及支給を行う期間、遡及支給金額の合計額。
3. 上記遡及支給について遅延損害金を含めるのか否か。含めない場合は、その理由。
4. 「無給医」が発生し存在し続けてきた原因、及び今後「無給医」を再度発生させないための対応策。
5. 上記に関して医学部附属病院事業場の労働安全衛生委員会としての今後の対応方向。
6. 今回報じられた山口大学医学部附属病院の「無給医」について、文科省調査結果と各報道を踏まえて、山口大学として公式に見解を発表するのか否か。しないのであれば、その理由。

【開示要求資料】

1. 文部科学省からの調査文書
2. 文部科学省へ提出した文書
3. 学内（医学部附属病院内）で検討した文書

2019年7月26日

国立大学法人山口大学

医学部附属病院長 杉野 法広 殿

山口大学教職員組合小串分会



医学部附属病院の「無給医」問題について（要望）

このことについて、山口大学教職員組合から学長宛に別紙のとおり、医学部附属病院の「無給医」問題についての申入れ書が提出されたことは、既にお聞き及びのことかと存じます。

つきましては、問題の性格上、当分会としても、貴職へしかるべく対応いただくよう、また、適宜私どもに対して説明いただくよう申し入れる次第です。

「くみあいニュース」、第200号発行にこぎつけました！



組合員はもとより、その一部は全教職員配布として発行を続け、「黄色い紙」とも言われて親しまれているだけでなく、山口大学で起きている様々なことを論評し、あるいは教職員の労働条件の維持・改善をめざす組合のとりくみをお知らせすることによって学内世論形成にも寄与するなどしてきました「くみあいニュース（山口大学教職員組合機関紙）」が今号で第200号となりました。1949年の組合創設以来、山口大学教職員組合は、タブロイド版の「山大教職組新聞（1954年7月創刊）」、B5版の「組合速報」、A4版の「くみあいしんぶん」、等、様々なフォーマットで機関紙を発行してきましたが、2002年9月9日にそれまでとフォーマットを変更して「くみあいニュース第1号」を発行して以来、2007年2月19日に第50号、2010年12月17日には第100号、そして2014年12月22日に第150号と号数を重ね、今回ついに200号となりました。

200号発行を記念して、かつて委員長を務められ、現在は退職されて新しい場でご活躍されている方々からメッセージを寄せていただきました。まず、1992年度に委員長を務められた増山博行さんと1994年度・2003年度の2期、委員長を務められた田中秀平さんからのものを紹介します。

大学自治と学長選考 増山博行(1992年度委員長)

退職して8年目ですが、縁あってパートとして大学に顔をのぞかせています。定年時に資料は整理し、以下、曖昧な記憶をたどってみます。

大学が平川地区に統合移転の時期は大学紛争期と重なり、当時の学長の資質が問われ、2年間の学長事務取扱の期間がありました。その間、全構成員自治の理念を追求していた組合の奮闘の成果として、学生や事務系職員の意向を表明できるように学長選考のやり方が変えられました。しかし83年に文部省の圧力に屈する変更が行われました（山口大学50周年記念誌38頁）。組合（同誌107頁）の取組はなぜか記載がありませんが、83年末から84年初めにかけての学長選挙が1度不成立に至ったのには一定の組合の力がありました。こういう経緯もあり92年の執行部の際も学長選挙に対する取組は組合の活動の重要な項目でした。

個人的にはその以後も約10年毎に学長選挙と関わりがありました。02年に任期を迎えた廣中校長の3期目を認める提案が議論の末に撤回された評議会に列席、09年と13年の学長選考。今や教授会自治ですら危ういようですが、全教職員の利益の為に過半数代表者の候補者を輩出し続けるよう、組合の活躍に期待します。

「国立大学法人化」から15年 田中秀平(1994年度・2003年度委員長)

1994年度委員長に続いて、国立大学の法人化が目前にせまる2003年から2004年秋まで、微力ながら組合委員長を務めさせていただきました。国立大学が「国家公務員法」の世界から「労働法」の世界へ移行することとなり、戸惑いの中「労働法」を勉強しながら、「労使協定」の締結に向け大学側と連日交渉を重ねたことを記憶しています。

あの日々から15年。大学の置かれている状況はさらに大きく変化し、教員・職員ともに従来にも増して厳しい職場環境に置かれているのではないのでしょうか。当初、文科省は、「法人化により国立大学の自主性や自立性が高まる」としていましたが、実は自由度が高まったのは国の側。交付金の削減と評価による再配分に始まり、その先に控えているのは国立大学法人の統廃合や一部学部の廃止ではないのでしょうか。厳しい状況にあるからこそ、教職員を守る組合の活動に期待します。

さて、記念すべき「くみあいニュース第200号」の発行、ご苦労さまです。くみあいニュースは、それぞれの時代の組合の課題と取組状況を逐次報告し、全学教職員に情報提供してきました。その役割は今後益々重要になることでしょう。